二　生産地における調査
(一)　次の方法によりトラップ調査が行われていること。
ア　調査はオーストラリア植物防疫機関が行うこと。
イ　指定地域内に、トラップをクインスランドミバエの寄主植物の分布状況及び過去におけるクインスランドミバエの発見状況を勘案して適正に配置すること。
ウ　イに定めるもののほか、トラップをオーストラリア植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。
(二)　次の方法により生果実調査が行われていること。
ア　調査はオーストラリア植物防疫機関が行うこと。
イ　指定地域内でクインスランドミバエの寄主植物について行うこと。
ウ　主として傷害、奇形等が認められる生果実及び落下している生果実について行うこと。
三　輸送方法
船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。
四　生産地における検査及び証明
(一)　オーストラリア植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているオーストラリア植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。
(二)　(一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
ア　チチュウカイミバエ及びクインスランドミバエに侵されていないものであること。
イ　二のトラップ調査及び生果実調査の結果、クインスランドミバエの発生が確認されていない指定地域内に所在する指定生産園地で生産されたものであること。
ウ　六のこん包施設でこん包されたものであること。
五　植物防疫官による確認
クインスランドミバエの寄主植物の移入規制、二のトラップ調査及び生果実調査並びに四の(一)の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されていること。
六　こん包施設
こん包施設は、オーストラリア植物防疫機関が検疫有害動植物について汚染防止措置が講じられているものとして指定した施設であること。
七　輸送中及び積込み時の措置
生果実を船舶又は航空機に積み込むためにクインスランドミバエの発生地域を通過して輸送するときは、当該生果実がクインスランドミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。
八　封印
各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、オーストラリア植物防疫機関による封印がなされていること。
九　表示
四の(一)の検査が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○中部地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年一月二十六日
中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	岐阜県加茂郡七宗町中麻生字鮎戸道下一〇五一番一から同町中麻生字木知洞道上一四一四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成三十年一月二十六日十二時

○中国地方整備局告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年一月二十六日から二週間、一般の縦覧に供する。
平成三十年一月二十六日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

一　道路の種類及び路線名

	占用を制限する区域
一般国道　二号	東広島市志和町七条椛坂字甲平山一〇〇九一番一から同市八本松町宗吉字大山杓子谷一五九番まで
〃	竹原市忠海長浜一丁目三〇六八番五地内
百八十五号	竹原市福田町字元浜二一〇番五から同市福田町字浜田一八八番七まで
〃	呉市広文化町一八三七番五地内
〃	〃

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成三十年一月二十六日
五　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年一月二十六日から二週間、一般の縦覧に供する。
平成三十年一月二十六日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

一　道路の種類及び路線名

	占用を制限する区域
一般国道　二号	岩国市多田三丁目一一三番一から同市多田三丁目一一二番一〇まで
〃	岩国市守内字あら谷五三番一から同市守内字あら谷五二番一まで
〃	岩国市保木字差組三三八番一から同市保木字差組三三八番二まで
〃	岩国市玖珂町字河内地五一〇番二地内
〃	周南市大字呼坂字下地方五九八番一から同市大字呼坂字古市六五七番まで
〃	宇部市大字船木字大木森六四四番一から同市大字船木字猿喰四五三九番六まで
〃	下関市阿弥陀寺町一五番一六地内
九号	山口県熊毛郡田布施町大字別府字新宮一六四二番二から同町大字別府字外雀七番一まで
百八十八号	長門市西深川字伊領七二三番一から同市西深川字伊領七一七番九まで
〃	長門市西深川字塚一三五三番三から同市西深川字阿ら田ヶ浴一〇六五番二まで
百九十一号	
〃	